

予算・決算特別委員会

令和4年9月28日

1 議案審査

(1) 議案第40号 令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号

(2) 議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

2 分科会の設置について

予算・決算審査について（案）

1 審査日程

- (1) 審査は下記の日程案を目安として行う。
- (2) 審査時間はおおむね午前10時30分から午後5時までを目途とする。

[予算・決算特別委員会審査等日程]

月 日	午 前	午 後
9月28日(水)	予算・決算特別委員会 ・審査日程、順序、方法及び出席理事者等の確認 ・分科会の設置 ・補正予算の審査、採決 ・決算及び決算審査意見書の概要説明	
9月29日(木)	分科会（企画・地文） ・令和3年度決算調査	
9月30日(金)	分科会（企画・福祉） ・令和3年度決算調査	
10月 3日(月)	分科会（地文・福祉） ・令和3年度決算調査	
10月 6日(木)	「分科会報告書」「会議録」の委員長あて提出（午前中） 「分科会報告書（写）」「会議録」の委員への配付	
10月11日(火)	予算・決算特別委員会 ・令和3年度決算審査 総括質疑	
10月12日(水)	予算・決算特別委員会 ・令和3年度決算審査 総括質疑 （総括質疑終了後）意見表明、採決 ※ 河合委員（議選監査委員）は、採決時に退席する。	

2 審査方法

決算の詳細な調査は分科会を設置して行い、決算参考書の項又は目ごとに区切り質疑を行う。

3 出席理事者及び傍聴について

- (1) 補正予算審査及び決算の概要説明の際は、区長、副区長、教育長、部長、部庶務担当課長及び担当課長が出席するものとし、その他の理事者は自席待機とする。総括質疑時は区長、副区長、教育長、条例部長、担当部長及び担当課長が出席するものとし、他の理事者は必要に応じて第4委員会室で待機とする。なお、傍聴者が第1・第2委員会室に入りきらない場合は、第3委員会室で傍聴するものとする。
- (2) 分科会の決算調査の際の出席理事者は、各分科会で決定する。

分科会の設置について（案）

（目的）

- 1 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、多岐にわたる分野の調査をする必要があることから、効率的な決算調査を行うため分科会を設置する。

（設置数及び設置期間）

- 2 予算・決算特別委員会に3つの分科会をおく。
分科会の設置期間は、調査の終了する日までとする。

（名称及び調査事項）

- 3 分科会の名称及び調査事項は次のとおりとする。

（1）企画総務分科会

「議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の企画総務委員会所管分

（2）地域文教分科会

「議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の地域文教委員会所管分

（3）保健福祉分科会

「議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の保健福祉委員会所管分（国民健康保険事業会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む）

（出席理事者）

- 4 各分科会で決定した理事者とする。

（分科会の定数及び組織並びに分科会会長）

- 5 分科会の構成は次のとおりとし、分科会長は予算・決算特別委員会副委員長とする。なお、予算・決算特別委員長は分科会に所属しないものとする。

（1）企画総務分科会（8名）

分科会長 嶋崎秀彦

分科員 大串ひろやす、小枝すみ子、岩田かずひと、桜井ただし、木村正明、永田壮一、小林たかや

（2）地域文教分科会（7名）

分科会長 たかざわ秀行

分科員 牛尾こうじろう、小野なりこ、秋谷こうき、山田丈夫、林則行、小林やすお

（3）保健福祉分科会（7名）

分科会長 池田とものり

分科員 飯島和子、岩佐りょう子、長谷川みえこ、西岡めぐみ、米田かずや、河合良郎

（報告）

- 6 分科会からの報告は、別紙報告書様式により令和4年10月6日（木）午前中までに予算・決算特別委員長に対して行う。

（報告書及び会議録の配付）

- 7 分科会からの報告書の写し及び分科会の会議録は、令和4年10月6日（木）に、予算・決算特別委員長から各委員に対し配付する。

令和 年 月 日

予算・決算特別委員長あて

予算・決算特別委員会
〇〇〇〇分科会長名

〇〇〇〇分科会決算調査報告書

〇〇〇〇分科会の調査事項について、下記のとおり報告します。
なお、参考として分科会の記録及び分科会に提出された資料を添付します。

記

- 1 分科会で論議された項目

- 2 総括質疑において論議することとした項目

※ 分科会に提出された資料は全て添付すること。

令和4年度一般会計補正予算案 第1号の概要

政策経営部 財政課

I 一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額 387,339 千円

一般会計補正後予算額 69,564,703 千円

【歳出】

1 学校給食（小学校管理費） 9,251 千円

学校給食（中学校管理費） 2,239 千円

学校給食（中等教育学校管理費） 1,277 千円

食材価格の高騰の影響を踏まえ、学校給食に係る保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を補助するための経費について、追加の予算計上を行う。

2 ベビーシッター利用支援事業 28,000 千円

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者を対象としたベビーシッター派遣の利用者数等の増加に伴い、ベビーシッター利用料の一部を助成するための経費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

3 子ども発達支援 56,160 千円

（1）障害児通所給付事業 56,160 千円

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの利用者数等の増加に伴い、障害児通所給付費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

4 感染症予防・医療対策 35,000 千円

(1) 感染症公費負担 35,000 千円

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療に要する費用を公費負担するための経費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

5 新型コロナウイルス対策 227,412 千円

(1) 新型コロナワクチン接種対策 227,412 千円

新型コロナウイルスワクチン接種を実施するための経費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

6 公園・児童遊園の整備 28,000 千円

(1) 錦華公園の整備 28,000 千円

建築資材の価格高騰の影響等に伴い、錦華公園の整備に要する経費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

【歳入】

1 国庫支出金 281,742 千円

(1) 障害児施設給付費 28,080 千円
(2) 感染症入院患者医療費 26,250 千円
(3) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費 144,000 千円
(4) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 83,412 千円

2 都支出金 54,807 千円

(1) 障害児施設給付費 14,040 千円
(2) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金 28,000 千円
(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 12,767 千円

3 繰入金 28,000 千円

(1) 社会資本等整備基金繰入金 28,000 千円

II 債務負担行為の補正

1 債務負担行為の廃止・追加

事 項	債務負担限度額	債務負担期間
錦華公園の整備	243,100 千円 →375,000 千円 (131,900 千円増)	令和 5 年度

錦華公園の整備について、建築資材の物価高騰の影響等に伴い、全体計画の事業費が変更となるため、令和 4 年度当初予算において設定した債務負担行為を廃止の上、新たに追加する。

(全体計画事業費 470,100 千円→630,000 千円)